



函館市監査公表第28号

函館市長から、平成26年度行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

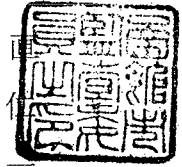
平成27年10月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松

函館市監査委員 吉 田 崇

函館市監査委員 阿 部 善



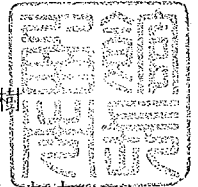
函 農 企

平成27年9月24日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	農林水産部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、意見・要望事項			
1 個別のシステムに対する監査意見			
(1) パソコン起動時のパスワード定期更新（人的管理）			
(2) ネットワークから物理的切断、もしくは接続時のウィルス対策等の徹底（物理的対策）			
措置内容、対応・考え方等			
人的管理に関する意見のあったシステムについては、今後、パスワードの定期的な更新（年1回）を実施するよう改めてまいります。 また、物理的対策に関する意見のあったシステムについては、個人端末でシステムを管理している運用を改め、本システムを管理する専用端末を配置するとともに、許可書などの出力時以外は、ネットワークへ接続しないことを徹底してまいります。 今後におきましても、電算システムに係るIDおよびパスワードの管理、最新定義のウィルス対策などを徹底し、個人情報の適正な管理に努めてまいります。			

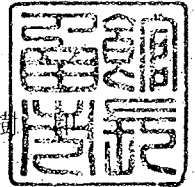
函 病

平成27年 9月18日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病院局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項, 意見・要望事項			
システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
措置内容, 対応・考え方等			
市立函館病院におきましては、従来から「市立函館病院 情報セキュリティ基本方針」「市立函館病院 システム運用管理基本規程」および「市立函館病院 病院情報システム運用管理規程マニュアル」を定め、適正なシステム運用を図っております。 しかし、恵山病院、南茅部病院におきましては、明文化された要綱を作成しておりませんでしたので、市立函館病院の「市立函館病院 情報セキュリティ基本方針」「市立函館病院 システム運用管理基本規程」および「市立函館病院 病院情報システム運用管理規程マニュアル」を準用し、適正なシステム運用に努めて参ります。 また、今後につきましては、恵山病院、南茅部病院においても、要綱の整備を図って参りたいと考えております。			



函 選 管

平成27年8月19日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市選挙管理委員会委員長



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	選挙管理委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成26年12月25日～ 平成27年 5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項・意見・要望事項			
システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
措置内容・対応・考え方			
函館市期日前・不在者投票管理システムに係るデータ保護管理要領を、別添のとおり定め、見直しを行った。			

函館市期日前・不在者投票管理システムに係るデータ保護管理要領
(目的)

第1条 この要領は、函館市における期日前・不在者投票管理システムに係るデータの保護について、その適正な管理運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 期日前・不在者投票管理システム(以下「管理システム」という。)

とは、函館市役所本庁舎8F電算室(以下「電算室」という。)に設置した選挙管理委員会事務局専用コンピュータ(以下「サーバ」という。)により国政選挙、地方選挙および国民投票における期日前投票および不在者投票の実施および管理を行うシステムをいう。

(2) データとは、管理システムに係る入出力帳票または磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録されているものをいう。

(3) 磁気ディスク等とは、磁気ディスク、磁気テープその他の電磁的記録媒体をいう。

(4) ドキュメントとは、システム設計書、プログラム説明書、操作説明書その管理システムに関する仕様書をいう。

(処理の基本方針)

第3条 管理システムによる事務処理に当たっては、選挙事務の効率化を図るとともに、個人情報保護するように配慮しなければならない。

(選挙データ保護管理者)

第4条 管理システムの適正な運用およびデータ保護について統括的管理を図るため、選挙データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、選挙管理委員会事務局長をもって充てる。

(選挙データ保護責任者)

第5条 データ保護の事務の一部を取り扱わせるため、データ保護責任者(以下「保護責任者」という。)を置き、選挙管理委員会事務局選挙課長をもって充てる。

(保護責任者の責務)

第6条 保護責任者は、データの管理の状況およびこれらに関連する設備の状態について常に把握し、データが適確に管理されるよう努めなければならない。

2 保護責任者は、サーバならびに管理システム用の端末機（以下「端末機」という。）の管理について統括するとともに、その保管および使用等について適正に行われるよう努めなければならない。

3 保護責任者は、データの漏洩、滅失および棄損等の防止のため必要な措置を講じなければならない。

4 保護責任者は、管理システムについて、火災、盗難その他の災害に備えて必要な保安措置を講じなければならない。

5 保護責任者は、管理システムまたはデータに重大な事故が発生したときは、速やかに事故の経緯および被害状況等を調査し、保護管理者に報告するとともに、データ復旧等の必要な措置を講じなければならない。

（サーバの管理）

第7条 サーバは、入退室が管理されている電算室に設置するものとする。

2 サーバは、インターネット等外部のネットワークとは接続させないとともに、端末機との通信は専用回線を用いなければならない。

3 サーバの保守およびその他用務のため電算室に入退室する場合は、総務部情報システム課職員の立会いのもと行わなければならない。

（データの管理）

第8条 データは、法令に定めがある場合を除き、外部に提供してはならない。

2 保護責任者は、その重要性を鑑み、磁気ディスク等によりデータのバックアップを作成するとともに、その保管場所を定めまたは他の施設へ保管する等の必要な措置を講じなければならない。

3 磁気ディスク等の保管は、施錠ができ、持ち運びできない保管用具に保管する等これらの安全を確保するとともに、その使用に関して厳重な管理をしなければならない。入出力帳票による保管も、また同様とする。

- 4 保存期間の経過等により保管の必要がなくなった磁気ディスク等または入出力帳票は、速やかに消去、廃棄する等、復元できない方法により処分しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第9条 保護責任者は、ドキュメントを最新の状態に維持し、適正な場所に保管しなければならない。

- 2 ドキュメントを外部へ持ち出し、複写または廃棄しようとする者は、保護責任者の許可を受けなければならない。

(パスワードの管理)

第10条 保護責任者は、管理システムの取扱職員（以下「取扱職員」という。）および当該取扱職員の業務処理範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し、付与しなければならない。

- 2 保護責任者は、パスワードの設定、更新、発行、保管等の運用方法を定め、これを厳重に管理しなければならない。
- 3 取扱職員は、パスワードを第1項により定められた業務の目的を超えて使用してはならない。
- 4 取扱職員は、自己のパスワードを他人に漏らしまたは使用させてはならない。

(端末機の操作)

第11条 端末機は、取扱職員でなければ使用することができない。

- 2 端末機の操作は、選挙関連業務に必要な場合以外に行ってはならない。また、見出データおよび選挙に関するデータを、選挙関連業務に必要な場合以外に検索してはならない。

(選挙データの重要性等についての研修の実施)

第12条 保護責任者は、新任の取扱職員に対し、データの重要性および機密保持ならびにプライバシー保護に関する意識の向上とシステム安全対策を図るための研修を、配置後できるだけ早い時期に実施しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年8月17日から施行する。